

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 第 1 回 意見概要

- 学校現場は、ガイドラインの理解が必ずしも十分ではないのではないか。関係法令やガイドラインを自校に都合の良い形で解釈し、極端に面接指導を減らしたり報告課題の量や質をおざなりにしていたりするところも見受けられた。
- 所轄庁は、ガイドラインに基づく通信制高等学校への指導・監督を一層強化すべきではないか。担当が教員籍のない行政職の方のみで構成されていたり、前任からの引継ぎが十分に出来ておらず一から勉強しなければならなかったりするような状況に課題があるのではないか。
- 点検調査の中では、はっきりとガイドラインに書かれているわけではないが、本当にそれでいいのか疑問に思う場面もあった。例えば、添削指導では、レポートの回数は確保されているものの 1 回当たりの分量が非常に少ないものも見受けられた。また、試験では、前期後期の内容をまとめて 7 月 8 月頃に行う集中スクーリングでまとめて実施しているものも見受けられた。その場合には後期で行っている学習内容が点検されずに単位認定しているように思うがそれでいいのだろうか。そのような部分も検討していく必要があるのではないか。
- これからの通信制高校は、高校卒業となるためにただ単位を取りに行くだけの学校ではなく、全日制にはない強みを活かして、卒業後の人生につながるような学びの場であってほしい。通信制高校の色々な可能性を広げるために柔軟な考え方を取り入れていくとともに、高等学校としての質がきちんと担保されるように、両方の観点から上手く機能する仕組みを考えていくべきではないか。
- ガイドラインの理解が十分ではないどころか、ガイドラインを読んでいない学校もある。ガイドラインを浸透させるために何らかの方策を取るべきではないか。
- 1 単位修得するのに少なくとも 3 5 単位時間学ぶことは、全日制も定時制も通信制も同じだと思う。レポートにしても提出すれば終わりなのではなく、レポートの内容に関わって何回もやり取りを重ねる。全日制に比して通信制が互角に学んだことを示すにはそうした取組が必要なのではないか。
- 通信制高校には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭の三つが最低限ないと学校の教育支援機能は維持できないのではないかと。各高校に 1 人ずつ置くという考え方だけでなく、各高校が研修等を通じてその養成を支援するという仕組みも考えられるのではないかと。
- 所轄庁として、県で設置認可した学校に対しては、現地調査などを通じて私立学校法の範囲内で指導を行っているが、他県で設置認可された広域通信制高校のサポート施設に対しては、県内にあっても現地調査などを行う機会がないようなところが広域通信制の問題なのではないか。また、私立学校法に基づいてどの程度の指導・助言等が行えるのかという点についても難しい部分があるのではないかと。

- 教育再生実行会議第11次提言では、通信制課程において「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進等による質の確保・向上、と提言されているが、通信制には経済的に困難を抱える生徒も多くいることを踏まえれば、共通性の確保を図るためには、学びの基礎診断の活用だけではなく、卒業後の社会参加に向けた様々なやり方があるのではないか。
- 高校生のための学びの基礎診断は、どの業者の何を使うか自体が重要なのではなく、全ての高校生が探究も含めて様々な学習活動を進めていく上で基礎学力が必要となっている中で、それぞれの学校でどのようなものを基礎学力として考え、それを全ての高校生に身に付けさせることに真摯に取り組むことが必要であるということを示しているものであり、その趣旨が重要なのではないか。
- 時間の枠にとらわれないことが通信制の特徴であり、探究やSTEAM教育やPBLなどが最もやりやすいのが通信制高校だと考えている。高校段階で何を習得すべきかを見据えた上で、高校の制度全体を見直していく必要があるのではないか。
- 例えば添削指導を自動採点で行ったり面接指導をオンラインで行ったりするなど、テクノロジーをどんどん活用していくことも検討されるべきではないか。
- ガイドラインを遵守することはもちろんのこと、これからの教育の中で通信制として何ができるか、通信制ならではの可能性のようなことも議論を深めていくべきではないか。
- EdTechにしても個別最適化された教材を与えたとしても、学びへのモチベーションがなければ結局それが機能しないという部分がある。そこを支えていくのは人であり、そうしたサポート体制も考えていく必要があるのではないか。
- 通信制高校は、全日制にも定時制にも通うことができない子供が行く学校というところを超えて、自分が自由に時間を使うことができる学校としての価値がものすごく上がってきている。この通信制の可能性となる部分を将来的に通信制だけのものとしていいのかという点でも議論の余地があると思う。
- 通信制の可能性をどう追求していくかということは、通信制のみならず全日制の高校もどうしていくのかということを根本的に考えていかなければならない。一方で、可能性を追求することばかりに目が行って、やるべきことができていない状況が見逃されてしまうのは一番よくないので、その点に注意しながら議論を進めていくべきではないか。
- 違法・不適切な教育活動を是正していくには、必ずその根拠が必要であることを踏まえれば、通信制の持つ自由度や可能性にも配慮しつつ、ガイドラインの精緻化や周知に加え、規制の強化といったことも検討する必要があるのではないか。
- 通信制高校の中でも、大学の認証評価のような第三者評価の仕組みができていくのが良いのではないか。認証評価での指摘は法人全体で対応する必要があるため、改革のための良いきっかけとなるのではないか。大学でもその評価を用いて改善につなげているところも多くある。
- 今回の会議では、問題点を指摘してそれへの対応に終始するのではなく、通信制の前向き志向な部分についても議論を深めていくべきではないか。

- 元々自ら学ぶ意欲のある人がいつでもどこでも学べるというのが通信教育だったはずだが、近年はなかなか自ら学ぶ意欲が持ち得ずに学習も継続できないというような子供たちの受け皿となっているにもかかわらず、どういふ人をどれだけ置かなければならないなどの最低限の基準が不十分な状態が続いているため、質の確保に向けて規制の強化を行っていく部分も必要なのではないか。
- 質の向上に向けては、評価を道具として活用するのが有効ではないか。第三者評価的な役割を担っている今の点検調査の仕組みを定期的に行ったり、ガイドラインに基づく自己評価やそれに基づく第三者評価を行ったりすることが考えられるだろう。そうした評価の基準を作っていく中で、最低限満たしておくべき部分を保証するとともに、より質を向上していくために、グッドプラクティスを将来の基準にしていく流れができれば、第三者評価を継続的に行っていく意味は大いにあると感じる。

※上記内容は、委員の了解を取っておらず、事務局がまとめたものである。